

第九章 法人契約

第 58 条(エンドユーザー対応)

1. 法人契約は、契約者である法人のみを対象として提供されます。従って、契約者以外の第三者、特にエンドユーザー（本サービスを最終的に利用する個人や団体）に対する直接的なサポートや問い合わせ対応は行いません。
2. 本サービスに関連するサポートや問い合わせは、契約者である法人が中心となって原則対応していただくこととします。エンドユーザーからの直接的な問い合わせについては、契約者である法人が適切に対応を行う責任を負います。
3. 本条の規定は、契約者と弊社との間のサービス提供に関する全ての事項に優先して適用されます。
4. 契約者は、契約者顧客(エンドユーザー)に対して、自らの責任により、契約者サービスにかかる提供条件等の説明を行うことを要するものとします。また、弊社はその不遵守等に基づく一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、契約者サービスを提供する場合、自らの責任により、契約者顧客もしくは第三者からの契約者への契約者サービスの内容もしくは通信料金等に関する問い合わせ、契約者サービスにかかる故障修理の請求等もしくはその他の苦情の受付および対応等を行うことを要するものとします。

第 59 条 (調査・報告)

1. 契約者は、弊社から契約者顧客に関する情報（氏名（名称）、住所、生年月日、電話番号又はその他の連絡先等を含みますが、これらに限られません。以下「本人特定事項」といいます）の照会を受けた場合には、速やかにこれに応じるものとします。
2. 契約者は、弊社による前項の照会に備え、1 の契約者サービス毎に契約者顧客の本人特定事項を確実に調査・報告できる体制を構築するものとします。

第 60 条 (サポート対応)

1. 弊社は、より多くのお客様に安価な価格でサービスをご提供するため、主なサポート手段として電子メールを利用いたします。お客様からのお問い合わせやサポートが必要な場合、電子メールによる対応を基本とさせていただきます。ただし、弊社の判断により、状況に応じて電話によるサポートを行うことがあります。この場合、当社サポート担当者が電話による対応を選択し、お客様へ連絡を差し上げることがあります。電話サポートは特定の事案に限り提供されるものとし、すべてのお問い合わせやサポート要請に対して電話による対応が行われるわけではありません。
2. 契約者は弊社に特定 SIM カードに対する技術的サポートが必要な際は必ず SIM カー

ドが特定できる固有の情報(ICCID、電話番号等)の提示を要するものとします。本情報のご提示がないSIMについては原則対応不可とします。

第 61 条 (自助努力)

1. 弊社は本サービスを極めて合理的かつ安価な価格で提供しており、その一環として、充実したヘルプセンターやFAQを用意しております。これらのリソースは、利用者が直面する可能性のある一般的な問題や疑問に対する初期の解決策を提供することを目的としています。
2. 契約者は、サービス利用に関連する問題や疑問が生じた場合、まずは弊社が提供するヘルプセンターやFAQ、その他のオンラインリソースを活用して自助努力による解決を試みることに同意します。
3. 弊社は、契約者がこれらの自助リソースを適切に利用した上でなお解決できない問題についてのみ、追加のサポートを提供することとします。

第 62 条 (法人契約における利用停止)

1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、その他一切の権利を損なうことなく、また、(通知を行わないことが適法である場合) 通知を行うことなく、違約金なしに、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- ・本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
- ・本サービスの料金の支払い方法として弊社と契約者において合意された支払の仕組みが機能しないか、または弊社の事前の同意を得ることなく契約者によって無効とされたとき。
- ・本サービスに関する申込について、申込の内容が事実と反することが判明したとき。
- ・契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
- ・SMS 認証機能を悪用した公序良俗に反する行為全般。
- ・弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- ・本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- ・本サービスが違法な態様で使用されたとき。
- ・支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
- ・契約者が解散したとき。

- ・前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
- ・その他、弊社が契約者の本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合。

2. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 63 条（契約者の責任）

1. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報、および本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、契約者顧客、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、契約者顧客、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者と他の契約者または契約者顧客または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第 64 条（情報の収集）

弊社は、契約者に本サービス及び本サービスに関連する技術サポートや情報提供等に必要情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 65 条（本サービスの技術仕様等の変更等）

弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本 SIM カードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。

第 66 条（譲渡禁止）

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第 67 条(大容量 S プラン)

1. 本プランは特殊プランにつき、回線提供元(電気通信事業者)から提供条件が変更される可能性があります。条件変更により、発注者に生じた損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。
2. 提供条件等は申込フォーム記載の注意事項に準じます。

3. その他、発生した事象と対応についてはソフトバンク株式会社の対応と約款に準じます。

附則：本規約は2016年5月16日から実施します。

2023年12月13日 一部改訂 法人利用規約の項目を追加

2024年1月29日 一部改訂 大容量Sプランの項目を追加

2025年3月19日 一部改訂 第九章68条を移動し、第三章17条11項に追加

第三章17条11項に再発行申請期限を追加

第九章67条は第三章17条に10項に統合

第九章69条は67条に変更